平成２３年（フ）第３１８号
群馬県高崎市中島町111番地11
債務者　高野　宏子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板橋　俊幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月28日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３９３号
山梨県甲府市幸町９番20号
債務者　今澤　節子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新里　清高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
秋田市土崎港東１丁目４番３号　関口方貸間、前住所秋田市大町２丁目４番38号
債務者　鈴木　俊弘
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４２号
秋田市外旭川八柳２丁目12番２号　コーポラス山本201、前住所岩手県花巻市浅沢187番地11
債務者　佐藤瑠美子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３４９号
秋田市八橋大畑２丁目12番１号　トーカンマンション八橋プラザ428
債務者　田口　正幸
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　広久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３号
福島県南相馬市原町区本陣前２丁目53番地
債務者　安齋　裕徳
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　剛臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第２０９号
三重県津市高茶屋小森町丸田356―２、外国人登録原票上の住所三重県津市高茶屋６丁目13番７号
債務者　呉宮𠀋國こと　呉　　𠀋國
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室木　徹亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７６６号
兵庫県西宮市分銅町１番７号
債務者　吉井住設こと　吉井　輝長
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７６７号
兵庫県西宮市分銅町１番７号
債務者　吉井　記子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６１号
熊本市近見１丁目５番30号　アーバンライフＢ１階102号室
債務者　岩元　敬三
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４０５号
北海道北斗市中央３丁目３番16号
債務者　横山　美穂
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４１２号
北海道亀田郡七飯町字大沼町638番地１
債務者　長江　政美
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１７１号
岐阜県大垣市島町236番地１　県営荒崎住宅Ａ―457
債務者　ジアーズ　デ　フロレス　イラセマ
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２３２７号
名古屋市北区生駒町７丁目138―１、住民票上の住所愛知県春日井市中野町２丁目２番地７　グランコール中野301号
債務者　吉留　和男
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５９号
愛知県岡崎市矢作町字末広９番地20
債務者　井上　君子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１４９５号
埼玉県戸田市喜沢２丁目33番地の３　第二金子コーポ202号室
債務者　矢久保弘二
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６１号
さいたま市見沼区大字大谷1548番地19　南平台コーポ102号
債務者　齋藤　勝昭
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係